

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

令和元年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,054,419	1,114,535	0	3,575	75,472	860,837
	老人福祉費	1,065,788	62,287	0	147,893	68,967	786,641
	児童福祉費	3,012,106	1,979,352	0	235,372	69,353	728,029
	小 計	6,132,313	3,156,174	0	386,840	213,792	2,375,507
衛生費	保健衛生費	1,131,223	115,389	0	256,515	61,206	698,113
	小 計	1,131,223	115,389	0	256,515	61,206	698,113
合計		7,263,536	3,271,563	0	643,355	274,998	3,073,620

※普通会計決算統計ベース